

令和 7 年 6 月 1 0 日

区長各位

守谷市長 松丸 修久
(公 印 省 略)

守谷市自治会連絡協議会の役員の選任に関する書面協議について

平素より市政運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 1 9 日付で御依頼いたしました、守谷市自治会連絡協議会役員の選出につきまして、4 名の方からの申し出をいただきました。

本来であれば、守谷市自治会連絡協議会会則第 8 条の規定に基づき、総会を実施し役員の選任について承認いただくところではございますが、区長業務軽減の観点より、書面協議により実施させていただきたいと存じます。

つきましては、お手数をおかけしますが、「第 1 号議案」について、不承認の場合のみ、同封しました「不承認書」を御記入いただき、令和 7 年 6 月 2 3 日（月）までに御提出くださるようお願いいたします。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 「不承認書」の提出がない自治会・町内会におかれましては、承認いただけたと判断させていただきます。

【提出方法・提出先】

不承認書は、直接窓口、下記問合せ先の F A X 又はメールアドレスにて、市民協働推進課へ御提出ください。※メールの場合は任意の様式で構いません。

[問い合わせ先]

守谷市生活経済部 市民協働推進課

電話 0297-45-1111 (内線 132)

FAX 0297-45-6526

E-mail kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

担当 石濱・島田・亀井

不承認の場合のみ提出ください。

守谷市自治会連絡協議会事務局 宛て
(守谷市生活経済部市民協働推進課)

不承認書

不承認の場合は、不承認欄に○を付け、自治会・町内会名及び氏名を御記入の上、提出をお願いします。

議案名	不承認欄
第1号議案 守谷市自治会連絡協議会役員の選任について	不承認

不承認の理由

[

令和7年 月 日

自治会・町内会名：_____

区長氏名：_____

守谷市自治会連絡協議会役員の選任について

令和 7 年度の守谷市自治会連絡協議会の役員を選任するものです。

■ 令和 7 年度 守谷市自治会連絡協議会役員（案）

役 職	氏 名	自治会・ 町内会名	地区名	区長歴
会長	ふじかど 藤門 ゆきひこ 幸彦	薬師台 二丁目	北守谷地区	1 3 年
副会長	やました 山下 かつひろ 勝博	みずき野	みずき野地区	8 年
副会長	まつもと 松元 としひろ 敏博	城内	守谷地区	1 5 年
副会長	しもむら 下村 おさむ 修	仲町	北守谷	2 年

※任期は令和 8 年 3 月 3 1 日まで

守谷市自治会連絡協議会会則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本会は、守谷市自治会連絡協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を守谷市役所内に置く。

(組織)

第2条 協議会は、区長(守谷市区長設置規則(昭和58年守谷町規則第5号)第1条に規定する区長をいう。以下同じ。)をもって組織する。

(目的)

第3条 協議会は、区長相互の連絡協調をはかり、民主的にして明朗なる町内自治の確立を期するとともに、市民の参加と総意・工夫により、住みよいまちを形成し、維持することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業に取り組む。

- (1) 地区活動をはじめ区長相互の情報交換に関すること
- (2) 区長の意識向上のための研究会等の開催
- (3) 住みよい街づくりのために行政へ提言すること
- (4) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(役員の推薦及び選任)

第6条 役員は、全区長の中から、区長の自薦若しくは他薦、又は守谷市の推薦により推薦するものとする。

2 役員は、推薦された区長の中から総会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、その再任を妨げないものとする。

2 欠員により新しく役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が終了しても、次期役員が選出されるまでの間、その職務を行わなければならない。

(総会)

第8条 総会は、協議会の議決機関であって全区長をもって構成し、次の各号に掲げる事項を決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること

(2) 主要な事業に関すること

(3) 役員の選任

(4) その他協議会の運営上重要なこと

2 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

3 総会は、構成員の過半数が出席（代理及び委任を含む）しなければ議事を開き、議決することができない。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところとする。

4 総会は、会長が副会長に承認を得た上で、構成員を招集せずに書面による採決を行うことができる。その場合において、議事は全区長の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところとする。

(役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を決定する。

(1) 総会に付議・提議すること

(2) 協議会の運営に関すること

(3) 事業の実施に関すること

(4) その他、総会で提議された事項

2 役員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

3 役員会は、役員の過半数が出席（委任を含む）しなければ議事を開き、議決することができない。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところとする。

4 役員会は、会長の判断により役員を招集せずに書面による採決を行うことができる。その場合において、議事は役員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところとする。

(専門部会)

第10条 協議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

2 専門部会設置に必要な事項は、総会の議決により定める。

附 則

この規約は、令和2年11月25日から施行する。